

事 務 連 絡

平成28年4月15日

各厚生労働大臣認可

共済事業実施消費生活協同組合（連合会） 御中

厚生労働省社会・援護局

地域福祉課消費生活協同組合業務室

熊本県熊本地方を震源とする地震に係る緊急特別取扱いについて

4月14日に発生した熊本県熊本地方を震源とする地震により、多数の人的被害、住家被害が生じたことから、共済事業を行う消費生活協同組合及び同連合会については、共済事業規約に関わらず、被災した共済契約者について、下記の緊急特別取扱いを本日より行うことを認める。

なお、緊急特別取扱いを実施する場合には、別紙様式により届け出られたい。

また、被災者に対する共済金等の支払いについては、可能な限りの便宜措置を講ずるとともに、できる限り迅速に行うよう配慮をお願いする。

記

- (1) 共済掛金の払込期間の延長
- (2) 共済契約の継続手続きの猶予期間の延長
- (3) 共済金等の請求に伴う申請書類の一部省略を含む簡素化

以上

※ 別紙様式は省略

事 務 連 絡

平成28年4月15日

熊本県消費生活協同組合主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局

地域福祉課消費生活協同組合業務室

熊本県熊本地方を震源とする地震に係る緊急特別取扱いについて

標記について、別添のとおり、厚生労働大臣認可の共済事業を実施する消費生活協同組合及び同連合会（以下「共済事業実施組合」という。）に対して、事務連絡を発出したので、各都道府県の所管する共済事業実施組合に対する監督についても参考とされたい。

別添

事務連絡

平成28年4月15日

各厚生労働大臣認可

共済事業実施消費生活協同組合（連合会） 御中

厚生労働省社会・援護局

地域福祉課消費生活協同組合業務室

熊本県熊本地方を震源とする地震に係る緊急特別取扱いについて

4月14日に発生した熊本県熊本地方を震源とする地震により、多数の人的被害、住家被害が生じたことから、共済事業を行う消費生活協同組合及び同連合会については、共済事業規約に関わらず、被災した共済契約者について、下記の緊急特別取扱いを本日より行うことを認める。

なお、緊急特別取扱いを実施する場合には、別紙様式により届け出られたい。

また、被災者に対する共済金等の支払いについては、可能な限りの便宜措置を講ずるとともに、できる限り迅速に行うよう配慮をお願いします。

記

- (1) 共済掛金の払込期間の延長
- (2) 共済契約の継続手続きの猶予期間の延長
- (3) 共済金等の請求に伴う申請書類の一部省略を含む簡素化

以上

※別紙様式は省略